



## 第29回全労協大会 の成功に向けて 労働者・市民の怒りを踏まえ 立憲主義の野党共闘をつくりだし 安倍政権打倒 に向けた大衆運動を！

安倍政権は経済の好循環のために、「岩盤規制」に穴を開け、労働者・市民の生活を向上させるためにアベノミクスを推し進めるとしてきた。それが高支持率を維持し、昨年7月の参議院選で自民党は勝利し、「改憲派」が衆参両院で「改正」発議に必要な三分の二以上の議席を占め、「安倍一強」と言われてきた。そしてこの高支持率を背景に次々と悪法を成立させてきた。多くの国民が懸念を抱く「共謀罪」法なども、参議院の委員会採決を省略して成立させてきた。

それが東京都議選での惨敗で、大きく揺らいでいる。都議選における自民党惨敗の要因として「森友学園」への国有地売却問題や「加計学園」の獣医学部新設問題、防衛省・自衛隊の日報隠ぺい等々が言われている。確かにこれらは惨敗の要因として作用したことは間違いない事ではあろう。しかし、きっかけはともかくとして、一気に支持率を低下させた最も大きな要因は、安倍政権が推し進めるアベノミクスが、経済の好循環の実感がないばかりか、一部富裕層や大企業の為の政策であり、深刻な格差と貧困を拡大させた。そしてその破綻が誰の目にも明らかとなっている。こうした不満や怒りが有権者の中に底流としてあったという事だと思う。

## 破綻した安倍アベノミクス

この受け皿となったのが政治団体「都民ファーストの会」。この政治団体が「国民ファースト」として国政の場に出てくると言われているが、しかしこの「人々」の多くは、特別秘密保護法、安全保障法制、共謀罪等々に賛成してきた、いわば自民党の補完勢力である。「名は体を表す」と言うが、歴史の事実が示しているように、これはやがて「体を名に合せる」政治勢力となる危険性をはらんでいると考えられる。

一方安倍政権は、支持率凋落の中で連合を取り込もうとした。「高度プロフェッショナル制度」について、連合は修正要求を受入れ、経団連も含む「政労使合意」を経て秋の臨時国会に労基法改正案を出す予定だった。しかし、傘下の労働組合から異論が噴出して撤回に追い込まれた。労働者の利益よりも企業利益を優先させては労働者の信頼を失う。現在、民進党の代表選挙（8月24日現在）が行われている。

注）9月1日、民進党の臨時大会で民進党の代表選挙は、前原誠司氏が枝野幸男氏を破り代表となった。

この政党には様々な潮流が混在していると言われるが、労働者・市民のための政治に代えていく役割に期待する。

## 雇用破壊の「働き方改革」

秋の臨時国会が9月25日から同月最終週に召集されると伝えられている。8月に発足した第三次改造安倍内閣は「経済再建第一」を宣言し、その中心が「働き方改革」の実現であると表明している。「人づくり革命」などと言っているが何も新しい事ではない。

「働き方改革」は「働く人の立場に立った改革」であると説明しているが、要は労働生産性を向上させて、企業が稼ぐ力を高めるための「働かせ方改革」であることに変わりはない。

臨時国会では安倍政権が掲げる高度プロフェッショナル制度や同一労働同一賃金な

ど、「働かせ方改革」に関わる労働法制関連法案の審議が最大の焦点となる。そして更に憲法「改悪」の策謀である。

いま政財界は「国」そして「労働者」のかたちを大きく転換させようとしている。我々全労協の任務は明確である。雇用を破壊し、暮らしを壊し続ける安倍政権に対して、労働者・市民の怒りを踏まえ、格差と貧困を無くすために、具体的に運動を広げ強めていかなければならない。そして政治的には、立憲主義を中心とする野党共闘をつくり出し、安倍政権打倒に向けた大衆運動の大きな高揚を創り出していかなければならない。(金澤壽議長)

## 《第86回国鉄労働組合大会》 JR30年を検証し

### 国労運動の前進へ

国労は7月27日～28日に千葉県千葉市において第86回定期全国大会を開催した。大会では、JRや関連会社に働く仲間の労働条件や処遇改善、安全・関連輸送の確立、更には、JR発足から30年を検証し、JR三島・貨物会社と地方交通線の維持・活性化など持続可能な総合交通政策の実現に向けた取り組みを全力で進めていく方針を確立した。

また2018年春闘勝利、憲法改悪を許さない闘い、沖縄・辺野古新基地建設と原発再稼働阻止、そして秋の臨時国会に向け、労働法制改悪反対の闘いなど、国民的諸課題に対する取り組みを強化することも確認した。役員改選では坂口智彦前委員長が退任し、新たに菊池忠志新委員長をはじめとする新執行部を選出した。

(「全労協」2017年9月1日号) 抜粋。

## 第29回全労協大会

とき：10月1日(日)

午後2時開会

10月2日(月)

正午 閉会

会場：熱海ニューフジヤホテル  
(JR熱海駅下車)

・議案書等の問い合わせは、事務局まで

## 残業上限「月300時間」協定 国循センター過労死ライン3倍

臓器移植や救急など高度医療を担う国立循環器病研究センター(国循、大阪府吹田市)が、勤務医や看護職員の時間外労働を「月300時間」まで可能にする労働基準法36条に基づく労使協定(36協定)を結んでいたことが、弁護士による情報公開請求で分かった。国の過労死認定基準(過労死ライン)の「月100時間」の3倍に当たる長さで、国循は今後協定内容を見直す方針と言う。

府内の主要病院が労働基準監督署に届け出た36協定の開示を、過労死問題に取り組む松丸弁護士が国に請求。国循の36協定(2012年4月1日付け)では、非常勤を含む勤務医や一部の看護士、研究職ら約700人について、特別な事情がある場合、時間外の労働時間を「月300時間(年6回まで)、年間2070時間」まで延長できる内容となっていた。ほかの病院では上限100時間までの協定が多かった。

国循は取材に、「国で議論されている(働き方改革の)内容を踏まえ協定内容を見直す予定だ」と明らかにした。

### 医師の残業規制見送り

#### 法改正実現できても猶予期間

医師の過労死が後を絶たない中、高度医療を担う病院で「月300時間」までの時間外労働を可能にする労使協定が結ばれていることが分かった。医師の「働き方改革」をめぐる議論にも影響しそうだ。

政府は、残業時間の罰則付き上限規制を2019年度に導入することを目指して、労働基準法改正案を今秋の臨時国会に提出する方針。ただ、医師については猶予期間を設け、改正法の施行5年後をめどに規制を適用としている。医師には原則として診療を拒めない「応召義務」があり、「特殊性を踏まえた対応が必要」と言うのが理由だ。

政府は、医師の残業規制について2年後をめどに検討している。このまま行けば、残業の上限規制が導入されても、医師の残業時間は当面、これまで通り青天井で決められることになる。総務省の12年調査によると、「過労死ライン」とされる月80時間を超えて残業する人の割合は雇用者全体では14%だが、医師は41.8%だ。(「朝日」9月7日)